

議案第 2 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成 2 7 年東京都条例第 1 1 1 号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

3 7 町長	東京都難病患者等に	障害者関係情報であって
--------	-----------	-------------

	<p>係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「都難病規則」という。）による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>年金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
38 町長	<p>都難病規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎により患した者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>年金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
39 町長	<p>東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
40 町長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成1</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって</p>

	8年東京都規則第1 2号)による精神通 院医療費の助成に関 する事務であって規 則で定めるもの	規則で定めるもの 医療保険給付関係情報で あって規則で定めるもの
--	---	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新旧対照表

新			旧		
別表第1 略			別表第1 略		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
略	略	略	略	略	略
37 町長	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 (平成12年東京都規則第94号。以下「都難病規則」という。)による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 年金関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			
38 町長	都難病規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎に罹患した者に対する医療費の助成に関する事務であって規則	障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係			

	<u>で定めるもの</u>	<u>情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>年金関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
39 町長	<u>東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
40 町長	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>

別表第3 略

別表第3 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。